

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1060））

2. 日時：平成30年6月20日 13時30分～15時00分

17時30分～19時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

吉村上席安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官、田尻安全審査官、
照井安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他12名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：浜岡原子力発電所 土木建築部 土木課 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、5月22日、30日、6月12日、15日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る津波への配慮に関する説明書、及びについて説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜津波防護に関する施設の機能設計・構造設計に係る許容限界について＞

- 鋼製防護壁の底部止水機構について、構造強度設計の評価方針及び評価対象部位を再整理し提示すること。
- 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構成部位であるシートパイルについて、構造強度設計として曲げに対する評価を整理して提示すること。
- 止水ジョイント部材の設計に用いる許容限界について、設定の考え方を整理して提示すること。

＜津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書＞

- 評価を行う上での代表機器等を抽出した考え方について整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

- ・ V-2-別添3-4-1 貫通部止水処置の強度計算書
- ・ V-3-別添3-3 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針
- ・ V-3-別添3-4-3 堰の強度計算書